

欧米で進む「強制労働産品」の取引規制

◆EUが強制労働産品の取り扱いを規制する規則案を発表

2022年9月14日、EUの欧州委員会は、[強制労働で作られた製品のEUでの取り扱いを禁止する規則案](#)（以下、EU規則案）を発表した。[ILOの推計](#)によれば、強制労働に従事させられている人々は全世界に約2,760万人いる。これに対しEUは、[強制労働リスクに対処するガイダンス](#)や、[企業の持続可能性に関するデューデリジェンス指令案](#)を発表するなど、サプライチェーンにおける強制労働の根絶を重要課題として取り組んできた。その意図は、社会的課題としての強制労働問題の根絶と、強制労働によって安く生産された物品の取り締まりによる国内産業の保護である。今回のEU規則案は、企業のガバナンス体制の構築に重点をおく前述の「ガイダンス」などとは異なり、具体的な禁止行為や罰則などを規定しているため、施行されれば企業実務に大きな影響が出る可能性が高い。

EUと同様、強制労働問題への対応を重要課題と位置づける米国は、[1930年関税法307条に基づく輸入差し止め命令](#)を頻繁に発出するほか、輸出管理規則などで人権侵害に関与する事業者との取引を制限し、さらに「[新疆ウイグル強制労働防止法](#)」（以下、ウイグル禁輸法）を6月に施行するなど、貿易ルールによる取り組みを積極的に実施している状況だ。なかでもウイグル禁輸法の影響は大きく、禁輸対象を指定するエンティティリストの整備を進める一方、既に[太陽光発電製品の輸入差し止め](#)などの法執行が始まっている模様だ。

（表1）米国連邦政府レベルでの強制労働に対する通商規制

1930年関税法307条	CBP（税関国境警備局）の調査、もしくは第三者からの情報提供などに基づき、CBPが強制労働に依拠した産品と判断すれば、WRO（違反商品保留命令）を発出し、米国内への輸入を差し止める。
輸出管理規則（EAR）	主に安全保障の観点から一定の米国原産品の輸出・再輸出などを規制。BIS（商務省産業安全保障局）が20年10月に人権保護を目的にEARを改正。規制対象に監視システムなどを追加。域外適用される点に留意。
グローバル・マグニツキー人権問責法	深刻な人権侵害に関与した外国人や重大な汚職などに関与した外国政府職員などに対し、米国資産の凍結や入国禁止などの制裁措置を課す権限を大統領に付与。2016年成立。同法を根拠とする大統領令13818はSDNリスト掲載も可能に。
新疆ウイグル強制労働防止法（Uyghur Forced Labor Prevention Act）	「新疆ウイグル自治区で生産、採掘された製品」及び「ウイグルにおいて人権侵害に関与したとされるウイグル域外の者によって生産、採掘された製品」の全てが、強制労働に依拠しているとの推定のもと、CBPが輸入を差し止める。輸入許可を得るには、製品が強制労働に依拠していない明確な証拠などが必要。2022年6月21日に施行。

（出典）CBPサイト、JETROビジネス短信、その他資料をもとに筆者作成

◆米国法と比較して、EU規則案は対象範囲が広く厳しい設計になっている

米国のウイグル禁輸法は、中国（新疆ウイグル自治区）を規制対象地域として特定しているが、EU規則案は対象地域・国を「EUを含む全世界」とし、無差別原則を標榜するWTO協定への整合をはかっている。ただし、念頭に中国があることは確かであろう。ここ数年、米国や英国、フランスなどが新疆ウイグル自治区の問題について様々な非難決議や動議を採択し、米国はウイグル禁輸法を施行した。そして8月31日には[国連が新疆ウイグル自治区の人権状況に関する報告書を発表](#)するなど、世界は新疆ウイグル自治区の状況を注視している。

企業目線からすれば、ウイグル禁輸法が米国への輸入のみを規制するのに対し、EU規則案はEUへの輸入のみならず、EU市場での流通やEUからの輸出も規制対象としている点に注意が必要だ。さらに違反者に対して「既にEU市場で流通している対象製品の域外撤去」を求めるなど、より広範かつ厳しい書きぶりとなっている。また、EU規則案が対象とする強制労働製品には、全世界のサプライチェーンのいずれかの段階で強制労働があった製品に加え、「強制労働によって生産された原材料が一部でも使用された製品」が含まれる点にも注意が必要だ。

（表2）米国とEUの強制労働防止貿易法の比較

	EU「強制労働産品流通禁止規則（案）」	米国「新疆ウイグル強制労働防止法」
対象国・地域	EUを含む全世界において製品の採掘、収穫、生産または製造の全部または一部において強制労働が使用された製品	中国の新疆ウイグル自治区で生産、採掘された製品、及びウイグルにおいて人権侵害に関与したとされるウイグル域外の者によって生産、採掘された製品
対象取引	EUへの輸入、EU内流通、EUからの輸出	米国への輸入
強制労働対象産品への対処	EUへの輸入、EU内流通、EUからの輸出を禁止するとともに、既にEU内に流通している産品の撤去・	既に国内市場に流通している産品の撤去・廃棄について言及なし

出典）欧州委員会ホームページ、米国議会ホームページ

◆EU規則案の、今後のスケジュールと日本企業の対応

EU規則案は今後、欧州議会とEU理事会で審議・合意を得たうえで発効し、発効後18ヵ月以内に運用指針が発表され、発効から24ヵ月を経て適用されることになる。今後の議論でEU規則案の中身が変更される可能性はあるが、EU企業が取引先と連携しながらサプライチェーン調査を強化していくことは確実であろう。また、米国ではウイグル禁輸法のエンティティリストの拡充や、輸入差し止めの積極執行が予想される。日本企業としては、EU規則案や米国のウイグル禁輸法を含むグローバルな通商動向に高くアンテナを張ると同時に、サプライチェーンの人権デューディリジェンスを積極的に進めていく必要があるだろう。 【田中雄作】